

※今治捺染工業協同組合未加盟の捺染事業者用

**【今治タオル(捺染)原材料費高騰対応事業費補助金 申請要領】****【目的】**

新型コロナウイルス感染拡大により、冠婚葬祭やイベント等の減少から贈答用等で拡大してきたタオルの需要が大きく減少するのに加え、原材料価格高騰の影響を受けている、タオルメーカー・繊維染色事業者・**捺染事業者**に対し、原材料等購入費の一部を助成することにより、事業継続を支援し、タオル産地の生産維持を図ることを目的とする。

**【申請受付期間】** 令和5年1月16日(月)～ 令和5年2月17日(金)

※今治市役所産業振興課への申請受付期間となります。

**【対象者】** 今治市内に本社または工場を有する稼働中の捺染事業者

※ここでの捺染事業者とは、6色以上の捺染機を保有し捺染業を営む事業者、または申請時に今治捺染工業協同組合に加盟し、捺染のための型枠製造、溶剤製造を営む事業者をいう。

※今治タオル原材料費高騰対応事業費補助金で、タオルメーカーまたは繊維染色事業者として申請している事業者は、重複して申請できません。

**【補助対象】** 捺染に係る原材料購入経費**【補助対象経費及び補助上限】**

捺染に係る原材料において、令和3年中の原材料費と同品目の令和4年中の原材料費を比較した際の影響額(高騰額)の1/2、上限100万円。ただし、原材料の品目数は問わない。

**【高騰額及び補助上限の説明】**

①補助対象となる原材料において、令和3年1月から12月までの間に納品された原材料の各月単価の平均(R3平均単価)及び、令和4年1月から12月までの間に納品された原材料の各月単価の平均(R4平均単価)を算出する。

なお、1か月の間に価格改定があった場合は、1か月間の単価の平均を算出してから、各年の平均単価を算出すること。

② ①の原材料において、R3平均単価に令和4年の年間納品量を乗じた額

⇒材料費①

③ ①の原材料において、R4平均単価に令和4年の年間納品量を乗じた額

⇒材料費②

〈高騰額〉

(材料費②) - (材料費①)

〈補助上限〉

((材料費②) - (材料費①)) × 1/2 (上限100万円)

(平均単価の算出方法)

①1か月間内で価格改定があった場合

(例)

納品月日	単価 (円/kg)
10月2日	300
10月10日	300
10月18日	300
10月25日	400

※上記の場合、価格高騰部分に対する平均を算出するため、10月の平均単価は、(黄色部分の)  $300 + 400 \div 2 = 350$  円 という計算をする。

②そのあと、R3平均単価(令和3年1月から12月までの各月単価の平均)とR4平均単価(令和4年1月から12月までの各月単価の平均)を算出する。

※納品のない月については、平均単価の計算から除外する。

例1: 1品目で高騰額が200万円を超える場合

(R3平均単価400円、R4平均単価600円、R4年間納品量14,000kgの場合)

- ・R3平均単価400円  $\times$  14,000kg = 5,600,000円 (材料費①)
  - ・R4平均単価600円  $\times$  14,000kg = 8,400,000円 (材料費②)
- 〈高騰額〉 (材料費②) - (材料費①) = 2,800,000円 (補助額は上限の100万円)

例2: 数品目で高騰額が200万円を超える場合

(原料B: R3平均単価300円、R4平均単価550円、R4年間納品量5,000kg、

原料C: R3平均単価400円、R4平均単価600円、R4年間納品量4,500kgの場合)

(原材料Bについて)

- ・R3平均単価300円  $\times$  5,000kg = 1,500,000円 (材料費①)
- ・R4平均単価550円  $\times$  5,000kg = 2,750,000円 (材料費②)

(材料費②) - (材料費①) = 1,250,000円 〈高騰額①〉

(原材料Cについて)

- ・R3平均単価400円  $\times$  4,500kg = 1,800,000円 (材料費①)
- ・R4平均単価600円  $\times$  4,500kg = 2,700,000円 (材料費②)

(材料費②) - (材料費①) = 900,000円 〈高騰額②〉

〈高騰額〉 〈高騰額①〉 + 〈高騰額②〉 = 2,150,000円 (補助額は上限の100万円)

例3: 数品目でも高騰額が200万円を超えない場合

〈高騰額〉 〈高騰額①〉 + … + 〈高騰額④〉 = 1,800,000円 (補助額は90万円)

## 【申請必要書類】

- ① 今治タオル原材料費高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書(別記様式:捺染事業者用)
- ② 誓約書(別紙:捺染事業者用)
- ③ 今治市内に本社または工場を有する証明書 (あまり古くないもの)  
(例:法人登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し、賃貸借契約書の写し、会社のHPなど)
- ④ 令和3年1月から12月中に納品された補助対象原材料の単価がわかる書類  
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- ⑤ 令和4年1月から12月中に納品された補助対象原材料の納品量及び単価がわかる書類  
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- ⑥ 平均単価及び納品量計算書(別紙①②:捺染事業者用)
- ⑦ 市税完納証明書(※法人の場合は法人分、個人の場合は代表者分) (納税課から取得)
- ⑧ 振り込み先の通帳見開き1ページの写し  
(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分)

【申請方法】 今治市役所産業振興課へ持参または郵送

※振り込みまで、申請受付から約1ヶ月を要します。

## 【この補助金の問合せ先】

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 産業振興課 担当:加藤(かとう)、鍛谷(かじや)

TEL : (0898) 36-1540 FAX : (0898) 25-2961

# 記入例

別記様式（捺染事業者用）

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号 〒794-8511

所在地 今治市別宮町一丁目4番地1

名称 今治捺染会社

代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎

（担当）しまなみ 次郎 （連絡先）0898-12-3456

今治タオル（捺染）原材料費高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書

今治タオル（捺染）原材料費高騰対応事業費補助金に関する別記の規定に基づき、今治タオル（捺染）原材料費高騰対応事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、交付が決定された場合、本状をもって請求します。

## 1 補助金交付申請者及び補助金交付額

事業所名	事業種別
今治捺染会社	捺染
補助金交付申請額 （※千円未満は切捨て）	1品目の場合は【〈高騰額〉÷2】（上限100万円） を、数品目の場合は 【〈高騰額の合計〉÷2】（上限100万円） を記載してください。  1,000,000 円

## 2 振込先

金融機関名	〇〇〇〇 銀行	(金融機関コード) 〇〇〇〇					
支店名等	〇〇 支店	(支店コード) 〇〇〇					
預金種別	1. 普通 2. 当座(該当するものを○で囲んでください)						
口座番号(右づめ)	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名義人	イマバリ タロウ 今治 太郎						

(注1) 申請者名義の口座を記入してください。

(注2) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入してください。

(別紙) 捺染事業者用

誓 約 書

今治タオル（捺染）原材料費高騰対応事業費補助金（以下「補助金」といいます。）の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 本申請内容に虚偽があった場合には、補助金の交付の取消し及び返還に異議なく応じます。
- 2 当社は、今治市内に本社または工場を有し、6色以上の捺染機を保有し捺染業を営む事業者、または申請時に今治捺染工業協同組合に加盟し捺染のための型枠製造、溶剤製造を営む稼働中の捺染事業者です。
- 3 当社は、補助金受給後も事業を継続する意思を有しています。
- 4 当社は、今治市暴力団排除条例第に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しません。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 4 年 月 日

所在地 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

名 称 今治捺染会社

代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎

担当者 職・氏名 しまなみ 次郎

連絡先 0898-12-3456